平成２５年（フ）第１８号
静岡市葵区南沼上１丁目５番１―10Ｆ号、旧住所静岡市葵区城東町35番18号
破産者　原　まりえ
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
静岡市葵区昭府２丁目21番７号　サンシャイン片井203号
破産者　長倉　一善
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６０号
静岡市清水区七ツ新屋１丁目２番27号　プロムナード203号
破産者　大坪　祐子（旧姓柴）
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５７３号
名古屋市天白区植田西３丁目111番地
破産者　鳥喰　磨美
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０４号
愛知県春日井市上条町４丁目160番地１　スカル上条302号
破産者　岩本里子こと　呂　　里子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８２号
名古屋市千種区京命１丁目６番２号　リバーサイド京命４－Ｂ号
破産者　藪田　友博
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５８号
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目82番地１　ソフィア壱番館Ａ棟201号、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字平井３丁目86番地５
破産者　二村鍼灸接骨院こと　二村　公人
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４１号
愛知県清須市土田郷前59番地１
破産者　江川　克成
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７２９号
名古屋市天白区八事山124番地　サンヒルズ１Ｃ号
破産者　白武　満弘
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１８号
名古屋市中村区橋下町３番37号　シャイニー橋下202号
破産者　日置　明子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３４号
名古屋市西区康生通２丁目33番地の１　サンハウス第三浄心２Ａ号
破産者　河邉　紗由
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９５号
名古屋市北区柳原１丁目17―15　ＡＶＥＮＵＥやなぎはら702号室、住民票上の住所愛知県あま市新居屋上古川７番地２　スカイハイツ甚目寺Ｌ棟905号
破産者　佐合　光明
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８６号
京都市右京区太秦中筋町２番地18　橘ハイツ201
破産者　山根　加恵
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１００号
京都市下京区西七条南中野町８番地１　七条御前団地706
破産者　岩井　勝治
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
広島市佐伯区美鈴が丘緑２丁目５番16号
破産者　宇野　嘉倫
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２０号
広島市安芸区畑賀３丁目24番24―107号
破産者　田邊　彰司
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１１号
神奈川県平塚市南原１丁目４番37―102号　ベルエア平塚南原
破産者　宇野　博隆
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２６号
埼玉県秩父市下影森字聖山6650番地、住民票上の住所広島市佐伯区美鈴が丘緑２丁目５番16号
破産者　宇野未津子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６２号
広島市中区東白島町８番19―402号
破産者　高柴　鈴子（旧姓丸田）
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部